

平成24年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成24年10月30日 (火)					開会	午前 9時30分		閉会	午前11時35分	
会議場所	市長公室		出席者数		委員定数14名中 出席者12名						
出席者	委員	1号	会長	木内 芳 弘		2号	委員	瀬戸口 幸子			
			委員	田中 正 伸			職務代理	吉野 欽 三			
			委員	千種 秀 信			委員	篠田 剛			
			委員	栗原 昭			委員	梶 兼 三			
			委員	中澤 佳珠代		3号	委員	大澤 一			
					委員		上川 勇 治				
					委員		小森 和 雄				
	臨時委員		なし		参考人		なし				
	幹 事		新井 健 司								
	庶務担当課職員及び説明担当員等		庶務担当(まちづくり推進課)：齊藤課長、齊藤主査、田之上主事 説明担当(産業振興課)：細田課長、松島主任 説明担当(まちづくり推進課)：高城主事								
欠席委員	谷 澤 誠 ・ 柳 田 政 男										
議 長	木内 芳 弘			担当書記		田之上 侑司					

<b>会 議 事 項</b>	
<b>1 開 会</b>	新井 幹事
<b>2 会長あいさつ</b>	木内 会長
<b>3 市長あいさつ</b>	星野 市長
	富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。 委員の出席状況報告。委員14名中12名が出席により、富士見市都市計画審議会 条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。 富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名で あることを報告。
<b>4 会議録署名委員の選出</b>	富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名 委員として千種委員と梶委員を指名。 また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件 「なし」で了承。
<b>5 議 事</b>	(1) 諮問 ①富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (県決定)  担当から別添資料により概要について説明。 なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、9月14日から10月 1日までの間行い、縦覧者「0名」・意見提出者「0名」と報告。 質疑については、以下のとおり。

## 会 議 事 項

### 質疑応答

委員：富士見市の第5次基本構想では、下水道整備率を100パーセントと明記されている。本方針では「おおむね」と表記されているが、整合性は図られているのか。

担当：本方針は、ふじみ野市と三芳町を含めた2市1町の都市計画区域における整備方針となっており、埼玉県において一定の表記統一がされた表現となっている。

委員：資料3の3ページ(2)「②産業の規模」表欄、平成17年と比較して平成27年の商品販売額が下がっているが。

担当：商品販売額は、国勢調査の人口推移や商業統計の商品販売額の実績値等を基に推計されている。少子高齢化などの社会情勢が影響しているものと思われる。

委員：商業統計における商品販売額の推移はどのようになっているのか。

担当：おおむね3年に一度調査が実施されており、小売店舗数及び商品販売額とも減少傾向となっている。

委員：埼玉県内において、富士見市の一人当たりの都市公園面積はどの程度か。

担当：本市の一人当たりの都市公園面積は、3.56平方メートル、ふじみ野市など近隣市町の平均面積は、2.0平方メートル弱となっており、整備率は比較的高いものとなっている。

委員：富士見市内で公園整備が十分でない地域はあるか。

担当：現在、特に公園が不足している地域は、羽沢2丁目地域となっている。

委員：街区公園の誘致距離はどの位か。

担当：約250メートルという基準となっており、このことを遵守することは至難であるが設置に向けて努力していきたい。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員(12名)で原案のとおり「賛成」することに決定。

## 会 議 事 項

②富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、9月12日から9月26日までの2週間行い、縦覧者「0名」・意見提出者「0名」と報告。

質疑については、以下のとおり。

### 質疑応答

委員：確定測量により指定面積の変更とあるが、測量しなければならない特別な理由があったのか。

担当：一般的には、相続などにより測量が必要となることが考えられる。生産緑地地区の指定にあたっては、登記地積により指定をしていることから確定測量を行うことにより面積の差異が生じる。

委員：過去に買取り申し出による買取りや斡旋による買取りがされたことはあるか。

担当：これまでに生産緑地地区での申し出による買取りをされた事例はない。なお、申し出ではないが、集会所施設の一部用地として買取りされた事例はある。

委員：農業従事希望者に生産緑地地区を貸し出すなどの制度はあるか。

担当：富士見市では実施していないが、埼玉県において生産産緑地地区を活用した市民体験農園制度の推進がされている。この制度は、地権者の農業従事者による農業の技術指導を行い、農業従事者の育成や農作物の生産販売とともに生産緑地地区の適正な管理を図っている。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員（12名）で原案のとおり「賛成」することに決定。

## 会 議 事 項

### (2) 事前説明

#### ①富士見都市計画公園の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

質疑については、以下のとおり。

#### 質疑応答

委員：具体的な設計が確定されていない段階で、計画案の縦覧を行うことができるのか。

担当：都市計画法第17条縦覧は、都市計画決定をしようとする公園の種類、名称、位置及び区域等を定めるものであり、遊具の種類や配置などの具体的な設計を定めるものではない。なお、具体的な整備計画は実施設計により定めていく。

委員：実施設計の時期はいつごろか。

担当：現在、発注しており平成25年3月を見込んでいる。

委員：住宅地に隣接しているが、植栽などはどのように考えているのか。

担当：旧上沢小学校に桜があったことから、公園の植樹種として要望があり、桜の植樹を予定している。

委員：公園整備にあたっては、地域要望に応える公園を設置してほしい。

委員：防災機能を有した公園として位置づけられているのか。

担当：防災機能を備えた公園として、マンホールトイレやかまど機能のあるベンチなどの設置の要望があり、整備予算を踏まえ検討している。

委員：一時避難場所として、どの程度の避難者を想定しているのか。

担当：本公園は、地域防災計画において避難場所として指定はされていないため想定していない。なお、公園の機能の一部として、一時避難場所や地域防災訓練などが可能なスペースとして位置づけている。

委員：本公園のコンセプトは。

担当：高齢者がウォーキングできる施設、子供たちが遊べる施設など、子供から高齢

## 会 議 事 項

者まで幅広い世代の方が憩え、交流できる公園をイメージしている。

委員：計画されている園路の距離はどのくらいか。

担当：おおむね200メートルを考えている。

委員：公園西側に接する道路は、都市計画道路として位置づけられているのか。

担当：隣接道路は、市道整備事業として整備予定路線であり都市計画道路の位置づけは  
されていない。

以上の質疑を経て、事前説明を終了した。

### 6 閉 会 新井 幹事

